

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 すまいるはーと

多機能型事業所 すまいるはーと
放課後等サービス まかまか

1. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止および適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が

いちじるしく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会（部会内）を設置します。

①設置目的

・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

・身体拘束を実施した場合の解除の検討

・検討結果の職員への周知

・身体拘束適正化に関する職員全体への啓発・指導

②身体拘束適正化委員会の構成員

管理者、虐待防止マネージャー（児童発達支援管理責任者等）、事務長、看護職員、保育士、児童指導員、利用者やその家族の代表者、その他管理者が任命する

※この委員会の責任者は管理者とし、その時に参加可能な委員で構成する。

③身体拘束廃止委員会の開催

・定期（概ね3ヶ月に1回）開催します。

・必要時は随時開催します。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り職員教育・研修を行います。

①定期的な教育・研修（年2回以上）の実施

②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

4. 身体拘束等発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なを拘束を必要とする場合については、事前に契約者の家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

その様子・心身の状況・やむを得なかつた理由などを記録する。拘束の必要性や方法を隨時検討します。その記録は5年間以上保存することとします。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、利用者の家族に報告します。

5. 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

本指針は、ホームページにおいて、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように当施設のホームページに公表します。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所では、共通認識のもと施設職員が一丸となり、身体拘束を行わない状態の実現を

めざすため、拘束を誘発する原因を探り除去する支援を心がけ、事故の起きない環境整備

を提案し、柔軟な応援体制を確保すると共に、常に代替的な方法がないか工夫や情報収集

を行い、改善を推進するものとする。また、拘束対策マニュアルは最新の知見に対応する

よう、適時改訂を行ないます。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

